

(案)

だい き
第6期

だ て し しょう ふくしけいかく
伊達市 障がい福祉計画

れいわ ねんど れいわ ねんど
令和3年度～令和5年度

ほっ かい どう だ て し
北海道伊達市

目

次

だい しょう けいかく がいよう 第1章 計画の概要

- 1 けいかく さくてい はいけい しゆし
計画策定の背景と趣旨 1
- 2 けいかく やくわり いちづ
計画の役割とその位置付け 1
- 3 すうちもくひよう せつてい けいかくきかん
数値目標の設定と計画期間 2

だい しょう けいかく もくひよう 第2章 計画の目標

- 1 きほんもくひよう
基本目標 3
- 2 きばんせいび ほうしん
基盤整備の方針 5

だい しょう せいかもくひようち せつてい 第3章 成果目標値の設定

- 1 ふくししせつ にゆうしよしゃ ちいきせいかつ いこう
福祉施設の入所者の地域生活への移行 7
- 2 ふくししせつ いっぱんしゆうろう いこう
福祉施設から一般就労への移行 8
- 3 ちいきせいかつしえんきよてんとう ゆう きゆう じゆうじつ
地域生活支援拠点等が有する機能の充実 10
- 4 しょう じしえん ていきょうたいせい せいびとう
障がい児支援の提供体制の整備等 11
- 5 そうだんしえんたいせい じゆうじつ きょうかとう
相談支援体制の充実・強化等 13
- 6 しょうがいふくし とう しつ こうじよう
障害福祉サービス等の質の向上 14

だい しょう じりつしえんきゆうふ せいび 第4章 自立支援給付サービスの整備

- 1 しょうがいふくし たいけい
障害福祉サービスの体系 15
- 2 じりつしえんきゆうふひ すいい
自立支援給付費の推移 16
- 3 かく みこみりよう かくほ ほうさく
各サービス見込量と確保の方策 16
 - (1) ほうもんけい
訪問系サービス 17
 - (2) にちちゆうかつどうけい
日中活動系サービス 18

(3)	きょじゅうけい 居住系サービス	23
(4)	そうだんしえん 相談支援サービス	25

だい しょう しょう こ たい せいび
第5章 障がいのある子どもに対するサービスの整備

1	しょうがいじつうしよきゅうふひ すい 障害児通所給付費の推移	27
2	かく みこみりょう かくほ ほうさく 各サービス見込量と確保の方策	28

だい しょう ちいきせいかつしえんじぎょう じっし かん じこう
第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項

1	かくじぎょう みこみりょう かくほ ほうさく 各事業の見込量と確保の方策	32
---	---	----

だい しょう けいかく すいしん
第7章 計画の推進

1	きほんてきじこう 基本的事項	37
2	しょうがいふくし どう じょうほうていきょう 障害福祉サービス等の情報提供	37
3	たっせいじょうきょう てんけん ひょうか 達成状況の点検・評価	37

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

平成18年4月に障害者自立支援法（平成17年法律第123号）が施行され、障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重、三障がい（身体、知的、精神）の制度の一元化が図られました。平成25年4月には、同法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」として施行され、新たに難病患者も障害福祉サービスの対象となりました。

本市においては、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画を3年ごとに策定しており、平成29年度に策定した「第5期伊達市障がい福祉計画」が令和2年度で計画期間の終了を迎えるため、令和3年度を始期とする「第6期伊達市障がい福祉計画」を策定しました。なお、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」と一体のものとして策定しています。

2 計画の役割とその位置付け

この障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、障がい児支援を含めた障害福祉サービスなどの必要見込量や地域生活支援事業の実施に関する事項とともに、見込量確保の方策などを定めるものです。

また、国が策定する「基本指針」や北海道が策定する「第6期北海道障がい福祉計画」、本市の「第3期伊達市障がい者計画」などとも関連することから、これらの計画との整合性を図るものとしします。

○ **障害者総合支援法**

(市町村障害福祉計画)

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

○ **児童福祉法**

(市町村障害児福祉計画)

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

3 数値目標の設定と計画期間

国の基本指針及び第6期北海道障がい福祉計画の考え方を踏まえ、計画期間を令和3年度から令和5年度までの3年間として、本市の実情に応じた数値目標を設定します。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第六次 伊達市総合 計画	第七次 伊達市総合計画				
第3期 伊達市地域 福祉計画	第4期 伊達市地域福祉計画				
第2期 伊達市障が い者計画	第3期 伊達市障がい者計画				
第5期 伊達市障がい福祉計画			第6期 伊達市障がい福祉計画		

だい しょう けいかく もくひょう 第2章 計画の目標

1 基本目標

ほんけいかく しょう う む すべ しみん
本計画では、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が
きほんてきじんけん ほしょう こじん そうご じんかく
基本的人権を保障されたかけがえのない個人として、相互に人格
こせい さんちよう あ きょうせい しゃかい じつげん む つぎ
と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、次の
もくひょう
3つを目標とします。

(1) お互いを尊重し合えるまちづくり

せいかつ ぼとう しょう ひと しょう ひと
生活の場等において、障がいのある人が、障がいのない人と
じっしつてき どうとう せいかつ いとな はいりよ さべつ
実質的に同等の生活を営むことができるよう配慮し、差別や
ふりえき あつか きんし
不利益な扱いを禁止します。

しょう ひと こ すこ そだ しょう
障がいのある子どももない子どもも健やかに育ち、障がいのあ
ひと ひと ちいき じゅうみん たが ささ あ さんちよう
る人もない人も地域の住民としてお互いを支え合い尊重しながら
あんしん たの く すいしん
安心して楽しく暮らすことのできるまちづくりを推進します。

す な ちいき ひと のうりよく さいだいげん い ちいき ひと
住み慣れた地域でその人の能力を最大限に生かして、地域の人
とともに暮らしていくことのできるまちづくりを目指します。

(2) 地域で暮らすことのできる体制づくり

ちいき く しょう ひと ちいき ふくし いりょう きょういく
地域で暮らす障がいのある人が、地域の福祉、医療、教育、
しゅうろうとう ゆうこう かつよう ちいき く こと たいせい
就労等のサービスを有効に活用し、地域で暮らす事ができる体制
づくりを図ります。

(3) 自立への支援と社会参加の促進

障がいのある人が自らの決定に基づき主体的に、地域社会のあらゆる活動にそれぞれの能力を十分に発揮して積極的に参画することができ、生きがいを持って暮らすことができる地域を目指します。

障がいのある人とサポートするその家族が安心して生活し、働くことができるような施策の推進を図ります。

自分の暮らしを自らの選択により決定し、自分らしく暮らすことができるよう、また、障がいのある人もない人も互いを理解し合い、市民の一人として社会参加できるまちづくりを目指します。

■ 自立 ■

「自立」とは、「他の助けを受けずに自分ひとりの力で物事を行うこと」の意味ですが、この計画においては、「どこで暮らしていても、必要な援助を受けながら、自らの決定に基づき主体的に生きて行くこと」として使用しています。

2 基盤整備の方針

(1) 民間との協働

障害福祉サービスを支える基盤を整備するために、民間活力の導入を促進するとともに、社会福祉法人や特定非営利活動法人等、民間団体との協働を推進します。

特に、就労支援等の地域全体の協力が必要となる施策については、胆振日高障がい者就業・生活支援センターやハローワーク、職親会等との連携により推進します。

(2) ネットワークの構築

地域における団体、企業等との連携や事業者等の参入を促すために、情報発信や情報の共有化を積極的に行います。

また、伊達市地域自立支援協議会等との連携により地域の関係機関によるネットワークの構築を推進します。

■伊達市地域自立支援協議会■

平成18年10月、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置されました。協議会の委員は、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者並びに保健・医療及び教育・雇用の関係者等により構成されています。

また、「相談支援部会」、「精神障がい者地域生活支援部会」、「発達支援部会」、「高齢障がい者支援部会」、「働く人を支える部会」の五部会において活発な議論や検討などが行われています。

協議会では、次の事項について協議を行います。

- ① 相談支援事業の運営に関すること
- ② 困難事例への対応のあり方に関すること
- ③ 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること
- ④ 伊達市障がい者計画及び伊達市障がい福祉計画の達成状況の点検・評価に関すること等

第3章 成果目標値の設定

成果目標については、国の基本指針や北海道の第6期北海道障がい福祉計画で示す目標値、これまでの実績を踏まえ設定しています。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- 令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

北海道の目標

- 道内の福祉施設からの地域生活移行者数の目標値は令和2年3月末の施設入所者数の約2.4%にあたる234人とします。
- 施設入所者の減少見込数の目標値については、令和2年3月末の施設入所者数の4.3%にあたる415人とします。

福祉施設からの地域生活移行者数の目標値は令和元年度末の施設入所者数の約6%にあたる4人とします。また、施設入所者の減少見込数の目標値については、令和元年度末の施設入所者数の約1.6%にあたる1人とします。

【市の目標値】

令和元年度末施設入所者数	65人
令和5年度末までの地域生活移行者数	4人
令和5年度末施設入所者減少見込数	1人

2 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針

- 令和5年度中に令和元年度実績の1.27倍以上が福祉施設から一般就労へ移行することを基本とする。（うち、就労移行支援事業：1.30倍、就労A型：1.26倍、就労B型：1.23倍）
- 令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所全体の7割以上とすることを基本とする。

北海道の目標

- 一般就労への年間移行者数については、国の基本指針に基づき1,414人（令和元年度実績1,113人の1.27倍）を目標値として設定しています。（うち、就労移行支援事業：840人、就労A型：229人、就労B型：323人）
- 就労定着支援事業の利用者数については、国の指針に基づき、就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち、7割以上とするよう目標を設定しています。
- 就労定着率については、国の基本指針に基づき、就労定着率が8割以上の事業所の割合を全体の7割以上とするよう目標を設定しています。

いっぱんしゅうろう いこうしゃすう くに きほんししん もと れいわがん
 一般就労への移行者数については、国の基本指針に基づき令和元
 ねんどちゅう ふくししせつりようしゃ いっぱんしゅうろう いこうしゃすう やく ふたり
 年度中の福祉施設利用者の一般就労への移行者数の約1.27倍の2人
 もくひょうち せってい うちわけ しゅうろうけいぞくしえん がた
 を目標値として設定します。また、その内訳は就労継続支援A型
 じぎょうしょ しゅうろうけいぞくしえん がたじぎょうしょ ひとり
 事業所、就労継続支援B型事業所からそれぞれ1人とします。

し もくひょうち
【市の目標値】

いっぱんしゅうろういこうしゃすう 一般就労移行者数 …ふくししせつ りようか …福祉施設※の利用か いっぱんきぎょう しゅうろう ら一般企業への就労に いこう ひと かず 移行した人の数	もくひょうち [目標値] れいわ ねん どちゅう ふくししせつりようしゃ いっぱん 令和5年度中の福祉施設利用者の一般 しゅうろう いこうしゃすう 就労への移行者数	ふたり 2人
	さんこうち [参考値] れいわがんねんどちゅう ふくししせつりようしゃ いっぱん 令和元年度中の福祉施設利用者の一般 しゅうろう いこうしゃすう 就労への移行者数	ひとり 1人
じょうき うちわけ 上記の内訳	もくひょうち [目標値] れいわ ねん どちゅう しゅうろうけいぞくしえん がたじぎょう 令和5年度中の就労継続支援A型事業 りようしゃ いっぱんしゅうろう いこうしゃすう 利用者の一般就労への移行者数	ひとり 1人
	もくひょうち [目標値] れいわ ねん どちゅう しゅうろうけいぞくしえん がたじぎょう 令和5年度中の就労継続支援B型事業 りようしゃ いっぱんしゅうろう いこうしゃすう 利用者の一般就労への移行者数	ひとり 1人

※ ふくししせつ せいかつかいご じりつくんれん きのうくんれん せいかつくんれん しゅうろういこう
 ※ 福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行
 しえんおよ しゅうろうけいぞくしえん がた がた しせつ
 支援及び就労継続支援（A型・B型）の施設をいいます。

3 ちいきせいかつしえんきよてんとう ゆう きのう じゅうじつ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

くに きほんししん 国の基本指針

- れいわ ねん どまつ あいだ かくしちょうそんまた かくけんいき いじょうかくほ
令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつ
つ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討
することを基本とする。

ほっかいどう もくひょう 北海道の目標

- ちいきせいかつしえん きよてん すべ しちょうそん せいび
「地域生活支援の拠点」については、全ての市町村に整備すること
を目標としますが、本道の広域性を考慮し、第5期計画期間中におい
ては、21の障がい保健福祉圏域内に1箇所以上の整備とします。

へいせい ねんど せいび ちいきせいかつしえんきよてん れいわ ねんど
平成30年度に整備した地域生活支援拠点について、令和5年度ま
での間、その機能充実のため、年4回以上運用状況を検証及
び検討します。

し もくひょうち 【市の目標値】

ちいきせいかつしえんきよてんとう うんようじょうきょう 地域生活支援拠点等の運用状況の けんしょうおよ けんとう かいすう 検証及び検討の回数	ねん かい 年4回
--	--------------

4 しょう じ し え ん てい きやうたいせい せいびとう 障がい児支援の提供体制の整備等

くに きほんししん 国の基本指針

- れいわ ねん どまつ じどうはったつしえん かくしちやうそんまた かくけんいき
令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に
すく しょうじやうせつち きほん
少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- れいわ ねん どまつ しちやうそん ほいくしやうほうもんしえん
令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を
りやう たいせい こうちく きほん
利用できる体制を構築することを基本とする。
- れいわ ねん どまつ おも じゅうしやうしんしんしやう じ しえん じどうはったつ
令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達
しえんじぎやうしよおよ ほうかごとう じぎやうしよ かくしちやうそんまた けんいき すく
支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少な
くとも1か所以上確保することを基本とする。
- れいわ ねん どまつ いりやうてき じ しえん かんけいきかん きやうぎ ば
令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場
をもう せつち じどう かん さいごう さいごう さいごう さいごう
を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置す
ることを基本とする。

ほっかいどう もくひやう 北海道の目標

- じどうはったつしえん せつちすう ほいくしやうほうもんしえんじぎやうしよすう おも
児童発達支援センターの設置数、保育所等訪問支援事業所数、主に
じゅうしやうしんしんしやう じ う い じどうはったつしえんじぎやうおよ ほうかごとう
重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援事業及び放課後等デイ
サービスについては、せつち くいき しょう ほけんふくしけんいき
設置する区域を21の障がい保健福祉圏域とし1
しょうじやうせつち きほん
か所以上設置することを基本とします。
- いりやうてき じどうしえん かんけいきかん きやうぎ ば しょう
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場については、21の障
がいほけんふくしけんいきおよ いりやうてき じ ざいじゅう しちやうそん せつち
がい保健福祉圏域及び医療的ケア児が在住する市町村において設置す
ることを基本とする。

じゅうしやうしんしんしやう じ みじか ちいき しえん う
重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、受
い かのう じどうはったつしえん ほうかごとう じぎやうしよ しょう
け入れ可能な児童発達支援・放課後等デイサービス事業所を1か所

かくほ 確保します。また、いりょうてき 医療的ケア児支援のための きょうぎ 協議の場へ、コーディネーターをひとりはいち 1人配置します。

し もくひょうち
【市の目標値】

<p>じゅうしょうしんしんしょう じ し えん じどうはつたつしえん 重症心身障がい児を支援する児童発達支援・ ほうかごとう じぎょうしょ かず 放課後等デイサービス事業所の数</p>	<p>れいわ ねんど 令和5年度 まつ 未までに しよ 1か所</p>
<p>いりょうてき じ し えん きょうぎ ば 医療的ケア児支援のための協議の場へのコーディネーターの配置人数</p>	<p>れいわ ねんど 令和5年度 まつ 未までに ひとり 1人</p>

5 相談支援体制の充実・強化等【新規】

国の基本指針

- 令和5年度末までに各市町村又は圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

北海道の目標

- 地域における総合相談や専門相談の役割を担う基幹相談支援センターの設置・運営等について、市町村へ支援を行うとともに、地域において障がい者相談支援に関する指導的役割を担う主任相談支援専門員を計画的に養成します。

令和5年度末までに、基幹相談支援センターによる相談支援事業者への指導・助言、相談支援事業者向けの研修、相談支援事業者間での連携強化等、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保します。

【市の目標値】

相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	年2件（事業所）
相談支援事業者の人材育成の支援回数	年15回
地域の相談機関の連携強化の実施回数	年4回

6 障害福祉サービス等の質の向上【新規】

国の基本指針

- 令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

北海道の目標

- 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に
対する指導監査の適正な実施とその成果を関係自治体と共有する体制
を継続します。

令和5年度末までに、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有等、
障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築し
ます。

【市の目標値】

北海道等が実施する研修への 市職員の参加回数	ねん かい 年 6 回
障害者自立支援審査支払等システム による審査結果の共有回数	ねん かい 年 1 回

第4章 自立支援給付サービスの整備

1 障害福祉サービスの体系

障害福祉サービスは、次の表のとおり「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」、「相談支援サービス」の4つの体系に分けることができます。

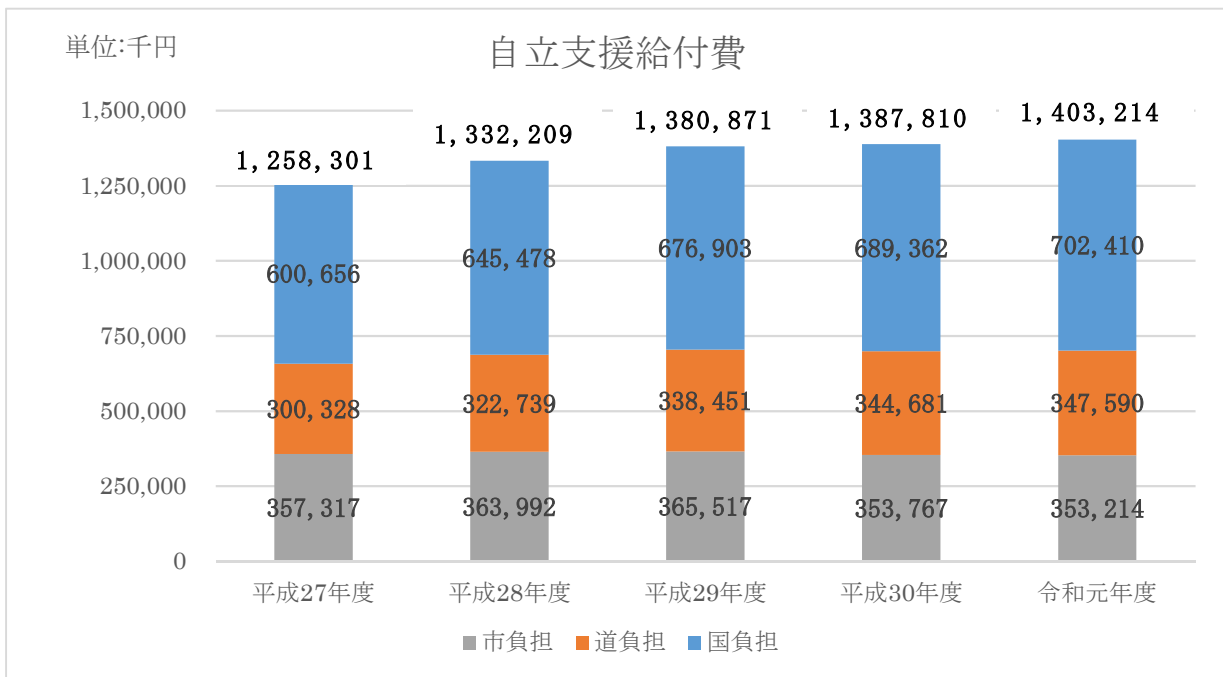
なお、介護保険対象の方は、介護保険サービスの利用が優先となります。

◆ 障害福祉サービス体系 ◆

訪問系 サービス	<ul style="list-style-type: none"> ① 居宅介護（ホームヘルプ） ② 重度訪問介護 ③ 同行援護 ④ 行動援護 ⑤ 重度障害者等包括支援
日中活動系 サービス	<ul style="list-style-type: none"> ① 療養介護 ② 生活介護 ③ 自立訓練（機能訓練） ④ 自立訓練（生活訓練） ⑤ 宿泊型自立訓練 ⑥ 就労移行支援 ⑦ 就労継続支援（A型） ⑧ 就労継続支援（B型） ⑨ 就労定着支援 ⑩ 短期入所（ショートステイ）
居住系 サービス	<ul style="list-style-type: none"> ① 自立生活援助 ② 共同生活援助（グループホーム） ③ 施設入所支援
相談支援 サービス	<ul style="list-style-type: none"> ① 計画相談支援 ② 地域移行支援 ③ 地域定着支援

2 自立支援給付費の推移

本市の自立支援給付費は、障がい者数の増加や制度の浸透などに伴う障害福祉サービスの利用者増等により増加しています。平成27年度と令和元年度を比較すると、約1億4500万円増加しており、約1.12倍の増加率となっています。



単位:円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
国負担	600,655,985	645,478,122	676,903,005	689,362,131	702,409,953
道負担	300,327,991	322,739,060	338,451,502	344,681,065	347,590,476
市負担	357,317,497	363,991,829	365,516,823	353,767,197	353,214,333
合計	1,258,301,473	1,332,209,011	1,380,871,330	1,387,810,393	1,403,214,762

3 各サービス見込量と確保の方策

必要見込量については、第5期伊達市障がい福祉計画の実績及び見込量を比較するとともに、実績値の推移を基にサービス体系ごとに分けてそれぞれ算出しています。各サービスの安定した提供

体制を確保することが求められることから、市内事業者と情報を共有し、継続的なサービス提供へ向けた連携を図ります。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、主に在宅で訪問を受け利用するサービスです。

サービス種別	サービス内容
①居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴や排せつ、食事の介護、家事援助等、居宅での生活において必要な支援を行います。
②重度訪問介護	居宅での入浴や排せつ、食事の介護等及び外出時の移動中の支援を総合的に行います。
③同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者や障がい児の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等を行います。
④行動援護	外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護等を行います。
⑤重度障害者等 包括支援	居宅介護や日中活動等の障害福祉サービス、その他生活全般を包括的に支援します。

【実績と見込量】

	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	2,506 時間/月	2,441 時間/月	2,414 時間/月	—	—	—
見込量	3,500 時間/月	3,500 時間/月	3,500 時間/月	2,600 時間/月	2,600 時間/月	2,600 時間/月

※令和2年度実績については、7月末までの実績を参考に見込んだ数値（以降同じ）

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、施設に通い昼間の活動を支援するサービスです。

① 療養介護

サービス 内容	病院等において、主に日中に機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の支援を行います。
------------	--

【実績と見込量】

	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	7人/月	7人/月	7人/月	—	—	—
見込量	8人/月	8人/月	8人/月	7人/月	7人/月	7人/月

② 生活介護

サービス 内容	主に日中に障害者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事の介護等や、創作的活動又は生産活動の機会の提供、機能訓練等を行います。
------------	--

【実績と見込量】

	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	161人/月	156人/月	154人/月	—	—	—
見込量	162人/月	164人/月	166人/月	157人/月	158人/月	160人/月

③ 自立訓練(機能訓練)

※市内にサービス提供事業所はありません。

サービス 内容	理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーションや家事の訓練等のほか、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等のサービス機関との連絡調整等の支援を行います。
------------	---

【実績と見込量】

	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	0人/月	0人/月	0人/月	—	—	—
見込量	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月

④ 自立訓練(生活訓練)

サービス 内容	食事や家事等、日常生活能力を向上するための支援のほか、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等のサービス機関との連絡調整等の支援を行います。
------------	---

【実績と見込量】

	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	6人/月	4人/月	4人/月	—	—	—
見込量	8人/月	8人/月	8人/月	4人/月	4人/月	4人/月

⑤ 宿泊型自立訓練

サービス 内容	自立した日常生活を営むことができるよう、居室その他の設備を利用しながら、一定期間、生活能力の向上のために必要な支援、訓練などを行います。
------------	--

【実績と見込量】

	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	15人/月	15人/月	14人/月	—	—	—
見込量	14人/月	13人/月	12人/月	15人/月	15人/月	15人/月

⑥ 就労移行支援

※令和元年度以降、市内にサービス提供事業所はありません。

サービス 内容	就労を希望する人に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を一定期間の支援計画に基づいて行います。
------------	--

【実績と見込量】

	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	2人/月	0人/月	0人/月	—	—	—
見込量	12人/月	14人/月	16人/月	0人/月	0人/月	0人/月

⑦ しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援（A型）

サービス 内容	<small>こようけいやく もと じぎょうしよない しゅうろう きかい</small> 雇用契約に基づいて、事業所内において就労の機会を <small>ていきよう つう いっぱんしゅうろう ひつよう</small> 提供するとともに、これらを通じて一般就労に必要な <small>ちしき のうりよく たか ひと いっぱんしゅうろう いこう しえん</small> 知識・能力が高まった人へ、一般就労への移行の支援を <small>おこな</small> 行います。
------------	--

【実績と見込量】

	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	39人/月	37人/月	24人/月	—	—	—
見込量	45人/月	45人/月	45人/月	24人/月	24人/月	24人/月

⑧ しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援（B型）

サービス 内容	<small>じぎょうしよない しゅうろう きかい せいさんかつどう きかい</small> 事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を <small>ていきよう</small> 提供します。 <small>こうちん しはらいもくひょうすいじゆん せつてい がく はか</small> 工賃の支払目標水準を設定し、額のアップを図り、こ <small>つう ちしき のうりよく たか ひと しゅうろう</small> れらを通じて知識・能力が高まった人へ、就労への <small>いこう しえん おこな</small> 移行の支援を行います。
------------	---

【実績と見込量】

	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	148人/月	160人/月	181人/月	—	—	—
見込量	167人/月	175人/月	175人/月	185人/月	188人/月	191人/月

⑨ 就労定着支援

しゅうろうていちゃくしえん

※市内にサービス提供事業所はありません。

サービス 内容	しゅうろうけいぞくしえん などを 利用して 一般 就労した 障がい者の しゅうろうけいぞく ほか 就労に 伴う 生活面の 課題につい て 企業や 関係機関との 連絡調整 をする ほか、 直接 本人 へ 助言や 指導などにより、 解決へ 向けての 支援を 行いま す。
------------	---

【実績と見込量】

	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	0人/月	0人/月	0人/月	—	—	—
見込量	5人/月	7人/月	9人/月	0人/月	0人/月	0人/月

⑩ 短期入所（ショートステイ）

たんにきにゅうしょ

サービス 内容	居宅において、その 介護 を 行う 者が 病気 になった とき などに、 短期の 入所 による 入浴 や 排せつ、 食事 の 介護 等 を 行います。
------------	---

【実績と見込量】

	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	2人/月	3人/月	3人/月	—	—	—
見込量	6人/月	6人/月	7人/月	4人/月	4人/月	4人/月

(3) 居住系サービス

居住系サービスは、施設等へ入所し住まいの場での生活を支援するサービスです。

① 自立生活援助

サービス 内容	施設入所やグループホームから一人暮らしを希望する人に、一人暮らしに必要な理解力や生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や電話等による随時の対応をすることにより必要な支援を行います。
------------	--

【実績と見込量】

	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	6人/月	7人/月	7人/月	—	—	—
見込量	7人/月	7人/月/	8人/月	9人/月	10人/月	11人/月

② 共同生活援助(グループホーム)

サービス 内容	共同生活の場において、夜間や休日に相談のほか、入浴や食事、排せつなど日常生活上の支援を行います。
------------	--

【実績と見込量】

	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	163人/月	161人/月	162人/月	—	—	—
見込量	167人/月	170人/月	173人/月	163人/月	164人/月	166人/月

しせつにゆうしょしえん
③施設入所支援

サービス ないよう 内容	しせつ にゆうしょ ひと やかん きゅうじつ にゆうよく 施設に入所している人へ、夜間や休日に入浴や しょくじ はい にちじょうせいかつじょう しえん おこな 食事、排せつなど日常生活上の支援を行います。
--------------------	---

じっせき みこみりょう
【実績と見込量】

	だい きけいかく 第5期計画			だい きけいかく 第6期計画		
	へいせい ねんど 平成30年度	れいわがんねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
じっ せき 実績	にん つき 70人/月	にん つき 71人/月	にん つき 65人/月	—	—	—
みこみりょう 見込量	にん つき 73人/月	にん つき 71人/月	にん つき 69人/月	にん つき 67人/月	にん つき 65人/月	にん つき 64人/月

(4) 相談支援サービス

相談支援サービスは、障害福祉サービスを利用するための
 計画作成や、様々な相談に応じ生活を支援するサービスです。

① 計画相談支援

サービス 内容	障害福祉サービス等を利用する人に対して、指定特定 相談支援事業者が、全体プラン（サービス等利用 計画）を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニ タリングを行うなどの支援を行います。
------------	---

【実績と見込量】

	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	465人	467人	471人	—	—	—
見込量 (実利用 人数)	475人	484人	494人	476人	481人	486人

② ちいきいこうしえん
地域移行支援

サービス ないよう 内容	しせつ びょういん ちいきせいかつ いこう さい じゅうきよ 施設や病院から地域生活に移行する際に、住居の かくほ かくしゅそうだん しょうがいふくし じぎょうしょとう どうこう 確保、各種相談、障害福祉サービス事業所等への同行 しえんとう おこな 支援等を行います。
--------------------	---

じっせき みこみりょう
【実績と見込量】

	だい きけいかく 第5期計画			だい きけいかく 第6期計画		
	へいせい ねんど 平成30年度	れいわがんねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
じっ せき 実績	にん 2人	にん 3人	にん 3人	—	—	—
みこみりょう 見込量 じつりょう (実利用 にんずう 人数)	にん 2人	にん 3人	にん 4人	にん 3人	にん 3人	にん 3人

③ ちいきていちゃくしえん
地域定着支援

サービス ないよう 内容	じょうじ れんらくたいせい かくほ しょう とくせい きいん しょう 常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生 じた緊急の事態等に相談、訪問などの対応を行います。 きんきゅう じたいとう そうだん ほうもん たいおう おこな
--------------------	---

じっせき みこみりょう
【実績と見込量】

	だい きけいかく 第5期計画			だい きけいかく 第6期計画		
	へいせい ねんど 平成30年度	れいわがんねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
じっ せき 実績	にん 39人	にん 46人	にん 53人	—	—	—
みこみりょう 見込量 じつりょう (実利用 にんずう 人数)	にん 34人	にん 40人	にん 45人	にん 60人	にん 69人	にん 79人

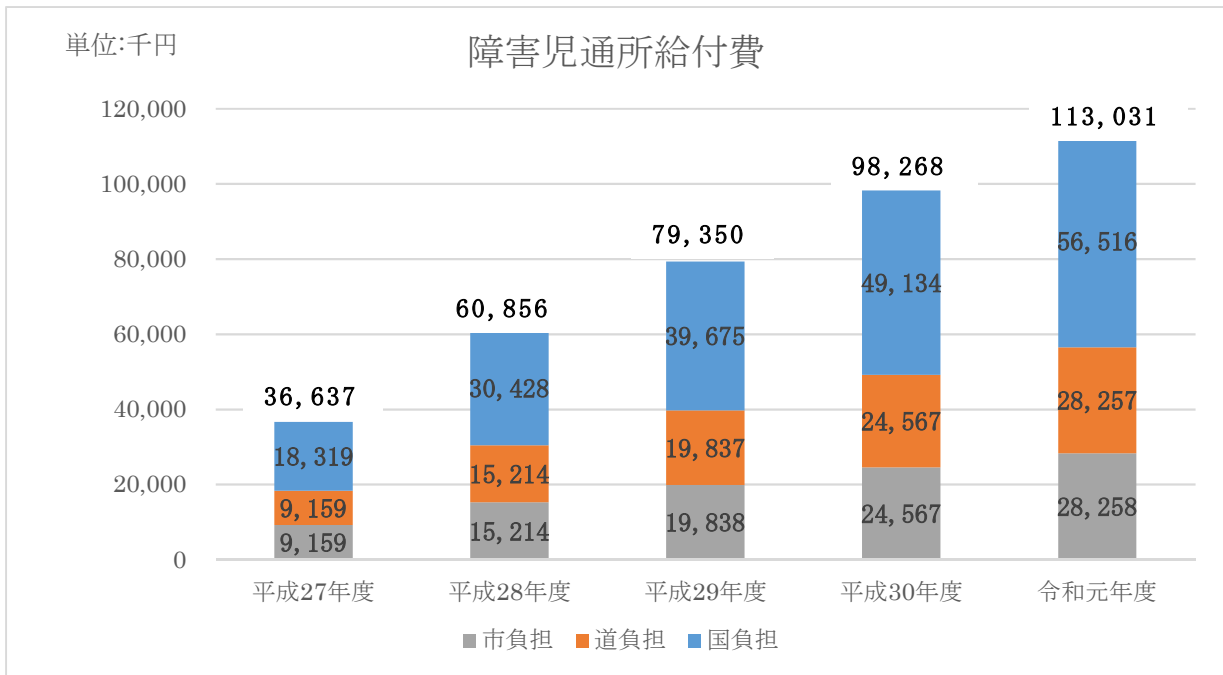


第5章 障がいのある子どもに対する

サービスの整備

1 障害児通所給付費の推移

本市の障害児通所給付費は、障がい児数、サービス提供事業所の増加などに伴い、利用者が増加しています。平成27年度と令和元年度を比較すると、約7600万円増加しており、約3.09倍の増加率となっています。



単位:円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
国負担	18,318,682	30,428,219	39,675,499	49,134,368	56,515,519
道負担	9,159,341	15,214,109	19,837,749	24,567,184	28,257,759
市負担	9,159,341	15,214,111	19,837,750	24,567,185	28,257,761
合計	36,637,364	60,856,439	79,350,998	98,268,737	113,031,039

2 各サービス見込量と確保の方策

必要見込量については、第5期伊達市障がい福祉計画の実績及び見込量を比較するとともに、実績値の推移を基にサービスごとに分けてそれぞれ算出しています。本市の総人口、年少人口は、ともに減少傾向ですが、サービス利用者数は増加傾向にあることから、各サービスの安定した提供体制と質の確保が求められます。今後も市内事業者と情報を共有し、継続的なサービス提供へ向けた連携を図ります。

① 障害児相談支援

サービス 内容	障害児通所支援を利用する児童・保護者に対して、指定特定障害児相談支援事業者が、全体プラン（障害児支援利用計画）を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。
------------	---

【実績と見込量】

	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	167人	178人	182人	—	—	—
見込量 (実利用 人数)	133人	166人	208人	187人	197人	217人

② 児童発達支援

サービス 内容	みしゅうがく しょう じ たい にちじょうせいかつ きほんどうさ 未就学の障がい児に対し、日常生活における基本動作 ちしきぎのう しゅうとく しゅうだんせいかつ てきおう しんたい せい や知識技能の習得、集団生活への適応など、身体や精 しん じょうきょう oushō てきせつ こうかてき しどう くんれん てい 神の状況などに応じ、適切で効果的な指導や訓練を提 きょう 供します。
------------	---

【実績と見込量】

	だい きけいかく 第5期計画			だい きけいかく 第6期計画		
	へいせい ねんど 平成30年度	れいわがねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
じつ せき 実績	にん つき 62人/月	にん つき 66人/月	にん つき 42人/月	—	—	—
みこみりょう 見込量	にん つき 68人/月	にん つき 75人/月	にん つき 82人/月	にん つき 68人/月	にん つき 69人/月	にん つき 70人/月

③ 医療型児童発達支援

※市内にサービス提供事業所はありません。

サービス 内容	しょう じ にちじょうせいかつ きほんどうさ ちしきぎのう 障がい児の日常生活における基本動作や知識技能の しゅうとく しゅうだんせいかつ てきおう しんたい せいしん じょうきょう 習得、集団生活への適応など、身体や精神の状況な oushō てきせつ こうかてき しどう くんれん ていきょう ちりょう どに応じ、適切で効果的な指導や訓練の提供や治療を おこな 行います。
------------	--

【実績と見込量】

	だい きけいかく 第5期計画			だい きけいかく 第6期計画		
	へいせい ねんど 平成30年度	れいわがねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
じつ せき 実績	にん つき 0人/月	にん つき 0人/月	にん つき 0人/月	—	—	—
みこみりょう 見込量	にん つき 0人/月	にん つき 0人/月	にん つき 0人/月	にん つき 0人/月	にん つき 0人/月	にん つき 0人/月

④ 放課後等デイサービス

サービス 内容	がっこうつうがくちゅうしょうじほうかごなつやすちようき 学校通学中の障がい児が、放課後や夏休みなどの長期 きゅうかちゅうせいかつのうりよくこうじょうくんれん 休暇中において、生活能力向上のための訓練などを けいぞくてきうがっこうきょういくじりつそくしん 継続的に受け、学校教育とあわせた自立を促進すると ともに、ほうかごいぼしよていきょう ともに、放課後などの居場所づくりを提供します。
------------	--

【実績と見込量】

	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	82人/月	95人/月	108人/月	—	—	—
見込量	64人/月	78人/月	93人/月	114人/月	125人/月	138人/月

⑤ 保育所等訪問支援

サービス 内容	じどうじどういんほいくしほいくしよしゅうかんかいていど 児童指導員や保育士が保育所などを2週間に1回程度 ほうもんしょうじほいくしよたい 訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、 しゅうだんせいかつてきおうせんもんてきしえんおこな 集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
------------	--

【実績と見込量】

	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	0人/月	1人/月	1人/月	—	—	—
見込量	0人/月	1人/月	2人/月	2人/月	2人/月	2人/月

⑥ 居宅訪問型児童発達支援

※市内にサービス提供事業所はありません。

サービス 内容	重度の障がい等により、障害児通所支援を受けるために 外出することが著しく困難な障がい児の自宅を訪問 して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能 の付与等の支援を行います。
------------	--

【実績と見込量】

	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	0人/月	0人/月	0人/月	—	—	—
見込量	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月

第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する市町村事業であり、全国的な統一基準の障害福祉サービスと併せて実施する事業です。

本市では、障がいのある人のニーズや生活実態に基づき総合的な判断を行い、障がいのある人が自立した日常生活を営むことができるよう、次の事業を実施します。

1 各事業の見込量と確保の方策

必要見込量については、第5期伊達市障がい福祉計画の実績値の推移を基に事業ごとにそれぞれ算出しています。事業の実施に当たっては、市内外の社会資源を有効活用し、課題に対応する事業や体制について随時検討していきます。

① 理解促進研修・啓発事業（必須事業）

サービス内容	障がいのある人などが日常・社会生活を営む上で生じる物理的・心理的なバリアをなくすため、地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるため、研修や啓発を行います。
--------	---

【実績と見込量】

	第5期計画（実績）			第6期計画（見込量）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	あり	あり	あり	あり	あり	あり

② 自発的活動支援事業（必須事業）

サービス 内容	共生社会の実現を図るため、障がいのある人が自立した生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。
------------	---

【実績と見込量】

	第5期計画（実績）			第6期計画（見込量）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有

③ 相談支援事業（必須事業）

サービス 内容	障がいのある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。 本市では、この事業を平成18年10月から身体・知的・精神の三障がいに対応する指定特定（一般）相談支援事業者に委託して実施しています。
------------	--

【実績と見込量】

	第5期計画（実績）			第6期計画（見込量）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有
基幹相談支援機能強化事業	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有

じゅうたくにゆうきよ 住宅入居 とうしえんじぎょう 等支援事業	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有	あり 有
--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

④ せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう ひっすじぎょう
成年後見制度利用支援事業（必須事業）

サービス ないよう 内容	せいねんこうけんせいど りよう ひつよう もうした よう けいひ 成年後見制度の利用に必要な、申立てに要する経費 こうけんにとんごう ほうしゅう じょせい じぎょう や後見人等の報酬を助成する事業です。
--------------------	--

【実績と見込量】

	だい きけいかく じつせき 第5期計画（実績）			だい きけいかく みこみりょう 第6期計画（見込量）		
	へいせい ねんど 平成30年度	れいわがねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
じつりよう 実利用 しゃすう 者数	にん ねん 0人/年	にん ねん 0人/年	にん ねん 0人/年	にん ねん 1人/年	にん ねん 1人/年	にん ねん 1人/年

⑤ いしそつうしえんじぎょう ひっすじぎょう
意思疎通支援事業（必須事業）

サービス ないよう 内容	しゅわつうやくしゃせつちじぎょう しゅわつうやくきょうりょくいんはけんじぎょう 手話通訳者設置事業、手話通訳協力員派遣事業な どをじつし実施することで、ちようかく げんごきのうおんせいきのう 聴覚や言語機能音声機能など のしょう障がいなどのためにいしそつう はか 意思疎通を図ることにししょう 支障があるひと 人のいしそつう しえん 意思疎通を支援します。
--------------------	---

【実績と見込量】

	だい きけいかく じつせき 第5期計画（実績）			だい きけいかく みこみりょう 第6期計画（見込量）		
	へいせい ねんど 平成30年度	れいわがねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
しゅわつうやくとう 手話通訳等 じつりようしゃ 実利用者	にん ねん 9人/年	にん ねん 10人/年	にん ねん 9人/年	にん ねん 10人/年	にん ねん 10人/年	にん ねん 10人/年
しゅわつうやくしゃ 手話通訳者 および きょうりょくいん 協力員	にん ねん 6人/年	にん ねん 6人/年	にん ねん 6人/年	にん ねん 6人/年	にん ねん 6人/年	にん ねん 6人/年

⑥ にちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう ひつすじぎょう
日常生活用具給付等事業（必須事業）

サービス ないよう 内容	<small>しょう ひと にちじょうせいかつようぐ ひつよう</small> 障がいがある人などであって、日常生活用具を必要と <small>ひと きゅうふまた たいよ にちじょうせいかつ</small> する人へ、給付又は貸与することなどにより、日常生活 <small>べんぎ はか じぎょう</small> の便宜を図る事業です。
--------------------	---

じつせき みこみりょう
【実績と見込量】

	<small>だい きけいかく じつせき</small> 第5期計画（実績）			<small>だい きけいかく みこみりょう</small> 第6期計画（見込量）		
	<small>へいせい ねんど</small> 平成30年度	<small>れいわがねんど</small> 令和元年度	<small>れいわ ねんど</small> 令和2年度	<small>れいわ ねんど</small> 令和3年度	<small>れいわ ねんど</small> 令和4年度	<small>れいわ ねんど</small> 令和5年度
<small>かいごくねんしえん ようぐ</small> 介護訓練支援 用具	けん ねん 2件/年	けん ねん 2件/年	けん ねん 2件/年	けん ねん 2件/年	けん ねん 2件/年	けん ねん 2件/年
<small>じりつせいかつしえん ようぐ</small> 自立生活支援 用具	けん ねん 7件/年	けん ねん 6件/年	けん ねん 6件/年	けん ねん 6件/年	けん ねん 6件/年	けん ねん 6件/年
<small>ざいたくりょうようとう しえんようぐ</small> 在宅療養等 支援用具	けん ねん 7件/年	けん ねん 5件/年	けん ねん 5件/年	けん ねん 5件/年	けん ねん 5件/年	けん ねん 5件/年
<small>じょうほう いし そつうしえんようぐ</small> 情報・意志 疎通支援用具	けん ねん 12件/年	けん ねん 11件/年	けん ねん 11件/年	けん ねん 11件/年	けん ねん 11件/年	けん ねん 11件/年
<small>はいせつかんりしえん ようぐ</small> 排泄管理支援 用具	けん ねん 788件/年	けん ねん 917件/年	けん ねん 900件/年	けん ねん 900件/年	けん ねん 900件/年	けん ねん 900件/年
<small>じゅうたくかいしゅうひ</small> 住宅改修費	けん ねん 3件/年	けん ねん 1件/年	けん ねん 2件/年	けん ねん 2件/年	けん ねん 2件/年	けん ねん 2件/年

⑦ いどうしえんじぎょう ひつすじぎょう
移動支援事業（必須事業）

サービス ないよう 内容	<small>しゃかいせいかつじょうひつようふ かけつ がいしゅつおよ よ かつどうとう しゃかい</small> 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会 <small>さんか がいしゅつ さい いどう しえん じぎょう</small> 参加のための外出の際の移動を支援する事業です。
--------------------	---

じつせき みこみりょう
【実績と見込量】

	<small>だい きけいかく じつせき</small> 第5期計画（実績）			<small>だい きけいかく みこみりょう</small> 第6期計画（見込量）		
	<small>へいせい ねんど</small> 平成30年度	<small>れいわがねんど</small> 令和元年度	<small>れいわ ねんど</small> 令和2年度	<small>れいわ ねんど</small> 令和3年度	<small>れいわ ねんど</small> 令和4年度	<small>れいわ ねんど</small> 令和5年度
<small>じつりようしゃすう</small> 実利用者数	にん ねん 9人/年	にん ねん 7人/年	にん ねん 7人/年	にん ねん 10人/年	にん ねん 10人/年	にん ねん 10人/年

⑧ にっちゅういちじしえんじぎょう にんいじぎょう
日中一時支援事業（任意事業）

サービス ないよう 内容	<small>し じしゆてき と く じぎょう しょう ひと か</small> 市が自主的に取り組む事業として、障がいのある人の家 <small>ぞく しゅうろうしえん きゅうそく もくてき しょう ひと</small> 族の就労支援や休息などを目的に、障がいのある人の <small>にっちゅう かつどう ば かくほ</small> 日中における活動の場を確保します。
--------------------	---

じっせき みこみりょう
【実績と見込量】

	<small>だい きけいかく じっせき</small> 第5期計画（実績）			<small>だい きけいかく みこみりょう</small> 第6期計画（見込量）		
	<small>へいせい ねんど</small> 平成30年度	<small>れいわがんねんど</small> 令和元年度	<small>れいわ ねんど</small> 令和2年度	<small>れいわ ねんど</small> 令和3年度	<small>れいわ ねんど</small> 令和4年度	<small>れいわ ねんど</small> 令和5年度
<small>じつりようしあすう</small> 実利用者数	にん ねん 4人/年	にん ねん 5人/年	にん ねん 4人/年	にん ねん 5人/年	にん ねん 5人/年	にん ねん 5人/年



だい しょう けいかく すいしん 第 7 章 計画の推進

1 基本的事項

障がいについての理解と関心を高めていくとともに、行政はもとより、地域、学校、団体、企業等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要です。

2 障害福祉サービス等の情報提供

障がいのある人が必要とする障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、サービス内容、利用手続等について情報提供を行うよう努め、計画の周知を図ります。

3 達成状況の点検・評価

本計画に掲げるサービスの見込量、地域生活への移行、一般就労への移行等の達成状況を伊達市地域自立支援協議会にて毎年度点検・評価します。

また、点検・評価した計画の達成状況については、市のホームページで毎年度公開します。

だい き だてししやう ふくしけいかく
第6期 伊達市 障がい福祉計画

はっ こう れいわ ねん がつ
発行 令和3年3月

へんしゆう だてしけんこうふくしぶしやかいふくしかしやう しやふくしかかり
編集 伊達市健康福祉部社会福祉課障がい者福祉係

〒052-0024

ほっかいどう だてし かしまちやう ばんち
北海道伊達市鹿島町20番地1

Tel (0142) 8 2 - 3 1 9 3

Fax (0142) 2 5 - 4 1 9 5